

答 申 書

地区公民館における社会教育施策について

平成30年2月26日

鳥取市社会教育委員会議

地区公民館における社会教育施策について（答申）

人口減少や高齢化の急激な進展など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、地域における支えあいの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの問題や、学校におけるいじめや不登校、貧困などをはじめとした子どもを取り巻く問題の複雑化・困難化に対し、社会総掛かりで対応することが求められている。こうした背景を踏まえ、文部科学省は平成29年3月に社会教育法を改正し、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みとして、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備され、社会教育による新たな課題への対応を推進している。

鳥取市においては、鳥取市の教育等の振興に関する大綱に示す「ふるさとを思い志を持つ子を育て、夢と希望に満ちた時代を“ひらく”」ため、鳥取市教育振興基本計画に基づく教育施策を推進するとともに、鳥取市第2次生涯学習推進基本方針に基づき、学びを通じた新しい時代の地域づくりを進めている。

先の様々な課題に対応し、ふるさとを思い、志を持つ子を育むためには、地域に根差した学校教育と地区公民館を核として各地域で培われてきた社会教育や家庭教育を活用・充実させ、地域と学校の連携・協働による「地域学校協働活動」を積極的に展開することは非常に有効である。そうした取り組みが、学校と地域社会全体で子どもたちの学びや成長を支え合い、さらに地域を創生し、持続可能な地域づくりに繋がるものと考えられる。

実施に当たっては、学校が推進する「コミュニティスクール」と連携しながら、地域の各種団体等の協力を得て郷土学習・放課後等の学習活動・自然体験活動など、子どもたちを対象とした社会教育による学習機会を提供していくことが求められる。そこには、地区公民館がこれまで様々な社会教育活動を実施する中で培ってきた手法やネットワーク等の蓄積が大いに活用できる。さらに、地域の社会教育を推進し、「地域学校協働活動」の充実を図るためには、拠点となる公民館職員のより一層の資質向上に向けた施策の充実が望まれる。

具体的には、以下のとおり施策に反映すべきである。

1. 地区公民館は、地域における社会教育・生涯学習推進の拠点施設として重要な役割を担っており、地区公民館を地域学校協働活動の拠点として位置付けるとともに、地区公民館に地域学校協働活動推進員を配置すること。

（説明）

地域と学校との協働活動の推進においては、関係者間の調整や橋渡し役となるコーディネーターの役割が非常に重要であり、社会教育活動を通じて知識や経験、各種団体との関係を培ってきた地区公民館をその推進拠点とし、地域学校協働活動推進員を配置することが最も効果的かつ効率的である。

2. 地域における社会教育活動の充実を図るため、地区公民館職員の社会教育主事講習受講などの研修機会を充実させること。

（説明）

地域における社会教育の水準向上や、住民が自らの課題を自ら解決する地域社会の形成のためには、社会教育の専門的知識に基づく指導・助言が求められることから、公民館職員や地域学校協働活動推進員に対し、社会教育主事講習受講の推奨や学習を支援する環境整備を行うべきである。

【附帯意見】

1. 地域学校協働活動の取組みにおける留意点
 - 地区公民館に配置する地域学校協働活動推進員の選任に当たっては、社会教育や学校教育に関する専門知識を持った者を置くことが望ましい。
 - 地区公民館を拠点として活動することから、地域学校協働活動推進員は地区公民館職員と同等の勤務条件とすることが望ましい。
 - 学校・地域への新たな負担は最小限にすることが望ましく、地域における既存の取組みや団体を活用するなどの工夫が必要である。

2. 地区公民館職員の社会教育主事講習受講に係る留意点
 - 地域における学習活動が多様化・高度化しており、より専門的な知識の取得を目指し、社会教育主事講習の受講を希望する職員は多く、社会教育の企画・運営の中核を担う人材育成への取組みの充実が必要である。
 - 講習の受講に当たっては、その費用負担や受講期間中の代替職員配置等について配慮を求める。
 - 受講者の適切な職員配置に対する配慮や給与への反映についても検討を要する。

3. 地区公民館が抱える課題の解決について
 - 地区公民館の本来業務を明確化し、業務内容の整理・見直しを求める。
 - 社会教育の充実に向けて地区公民館の組織体制の改善を図ることが求められており、鳥取市教育委員会事務局等組織規則第20条に基づく補助執行と併任辞令（地区公民館職員および協働のまちづくり推進員）については解消すべきと考える。
 - 地区公民館は地域における社会教育の拠点施設であり、指定管理者制度を導入することは現時点では社会教育の質の担保に懸念があるため、控えるべきである。
 - 地域における社会教育のより一層の発展を図るため、大学機関等との連携体制の構築を進めることが望まれる。